

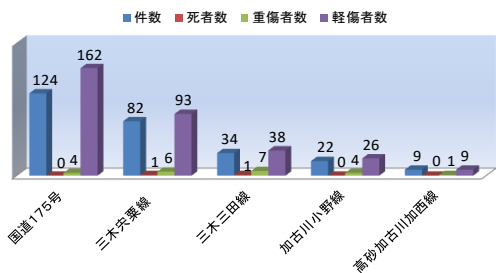
三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署及び西脇警察署の速度取締指針（令和5年7～12月）

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。

重点路線	重点時間帯	規制速度
○ 国道175号	6:00～20:00	50km/h、60km/h
○ 三木宍粟線	6:00～20:00	40km/h、50km/h
○ 三木三田線	6:00～18:00	40km/h、50km/h
○ 加古川小野線	6:00～18:00	40km/h、50km/h
○ 高砂加古川加西線	6:00～16:00	40km/h

三木署、小野署、加東署、加西署及び西脇署管内における交通実態等

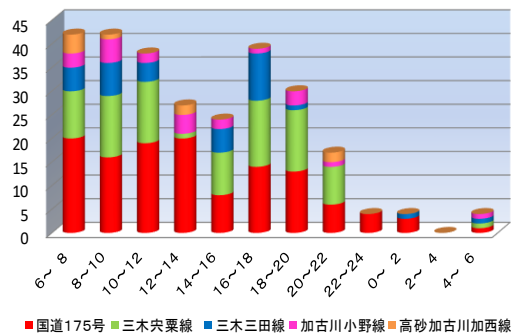
主な路線別人身事故発生状況(過去3年)



▼ 主な路線別の人身事故発生状況は、国道175号が最も多く、次いで三木宍粟線が多い。

▼ 主な路線での死者は、三木宍粟線及び三木三田線で1人であった。

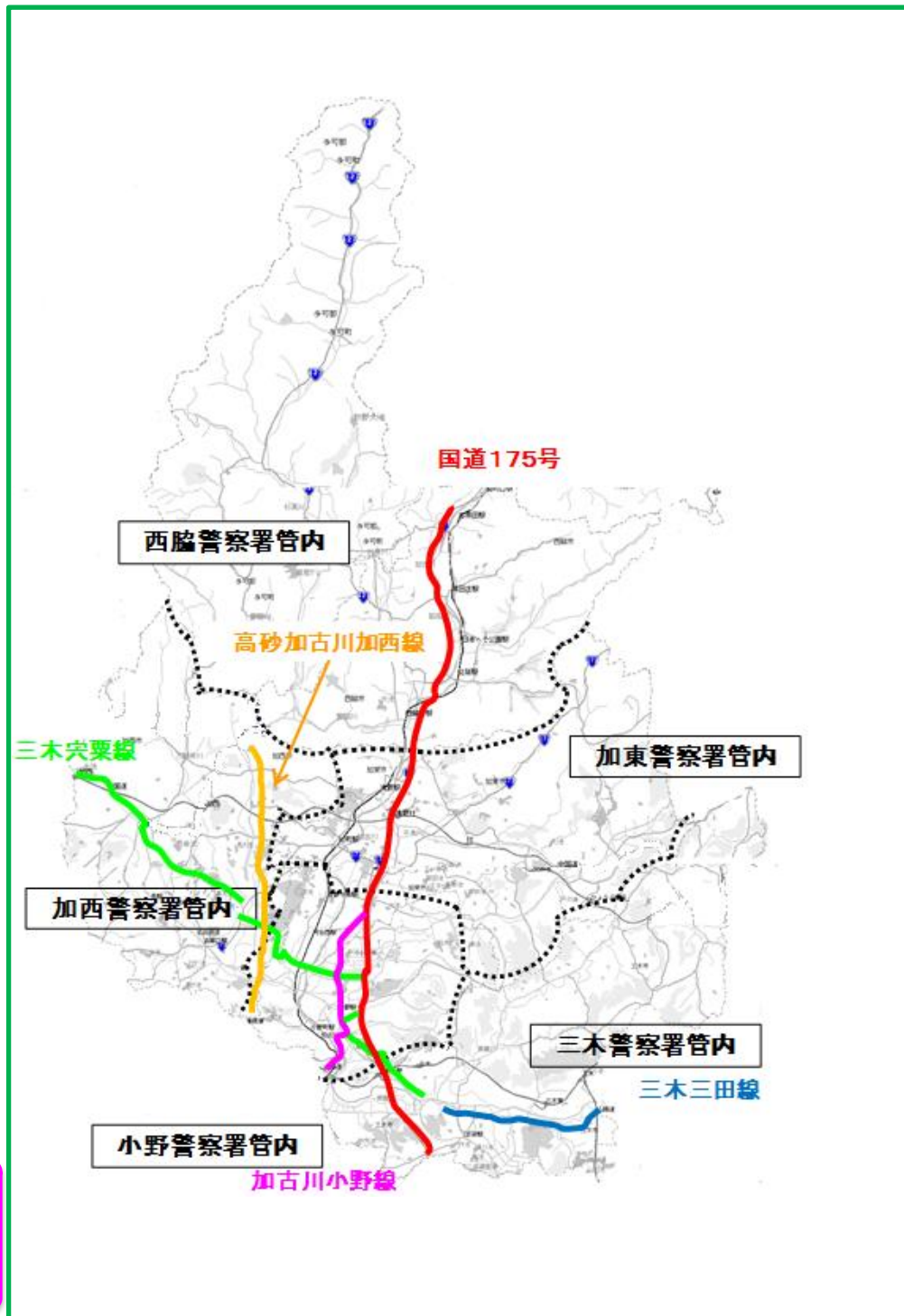
主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



▼ 主な路線の時間別での人身事故発生状況は、6～12時が多発している。

▼ 5署管内における速度違反による人身事故は2件発生し、死者は1人、負傷者は2人であった。

※ 上記は過去3年間(R2年～R4年)の7～12月における発生状況を示す(5署合計)。



～令和4年中の交通事故発生状況～

○ 重点路線において人身事故が180件発生し、死者は1人であった(5署合計)。